

ウクライナ情勢の悪化に伴う主要国の制裁の概要について

2022年2月24日、ロシアが、ウクライナのドネツク人民共和国（DNR）及びルハンスク人民共和国（LNR）の国家承認に端を発して、ウクライナへの軍事的侵攻を開始しました。悪化するウクライナ情勢の中で、主要国がロシア等に対する制裁の動きを見せています。本稿では、同月21日に発令された米国のバイデン大統領令以降の主な制裁の概要をご紹介します。

1. 米国による制裁措置（新たな輸出管理規制）について

2月24日、米国は、同月21日の大統領令に続く追加の制裁措置として、追加の金融制裁（ロシアの主要5銀行に対する制裁対象の指定など）の適用と併せて、新たにロシア向けのハイテク製品の輸出管理を開始しました。米国商務省が公表した新たな輸出管理規制に関するファクトシート¹等の情報によると、次のような輸出管理規制が設けられました。

- ① 規制リスト（Commercial Control List）の分類3～9に該当する米国製品（エレクトロニクス
の設計・開発・製造、コンピューター、テレコミュニケーションと情報セキュリティ、センサー
及びレーザー、ナビゲーション及びアビオニクス、海洋関連機器・技術、航空宇宙関連機器・
技術等）をロシア向けに輸出・再輸出等する際には、新たに米国商務省の許可を必要とする
- ② ロシア向け輸出等の新たな申請の許可基準の下では、海上安全の確保や人道上のニーズが認め
られる場合などの特定の限定的な場合を除いて、原則としてその申請を認めない
- ③ 外国（米国外）で製造されたハイテク製品等であっても米国製のソフトウェアや技術を用いて
いるなどの米国原産品を含む製品については、その外国製品がロシア向け輸出等の対象である
ことなどが判明した際に、いわゆる「外国直接製品（Foreign Direct Product Rules）ルール」
を適用し、輸出等の許可を必要とする（但し、日本や英国など米国と同様のロシア向け輸出管
理を導入するパートナー国については、このルールを適用しない）

なお、25日、米国はロシアのプーチン大統領らを経済制裁の対象であるSDN（Specially Designated Nationals and blocked Persons）に指定し、その在米資産の凍結等の措置がとられています²。

2. EUによる制裁措置について

2月23日、EUは、ロシアによるDNRとLNRの国家承認と両地域へのロシア軍の派遣に対し、制裁を科すことを正式に採択しました。その主な内容は、DNRとLNR地域の独立承認に賛成したロシア政府や軍の関係者などについて、EU域内に保有する資産を凍結するのと併せて、EU企業や市民がその対象者に対して資金などを提供することの禁止、及び、DNRとLNR地域とEUとの間の経済活動について、EUへの輸入禁止や特定分野の投資規制、EUからの特定品目および技術の輸出禁止などです。そして、25日には、EUは、ロシアによるウクライナへの侵攻を受け、

¹ “U.S. Department of Commerce & Bureau of Industry and Security Russia Rule Fact Sheet”
<https://www.commerce.gov/news/fact-sheets/2022/02/us-department-commerce-bureau-industry-and-security-russia-rule-fact-sheet>

² Press release, 25 February 2022, “U.S. Treasury Imposes Sanctions on Russian Federation President Vladimir Putin and Minister of Foreign Affairs Sergei Lavrov”
<https://home.treasury.gov/news/press-releases/jy0610>

個人に対する資産凍結や資金提供禁止の制裁対象を拡大する（ロシアのプーチン大統領らも制裁対象に追加されました）の併せて、金融、エネルギー、運送などの分野に対する、次のような第二弾の制裁パッケージを正式に採択しました³。

- ① 金融制裁として、既存の制裁をさらに拡大し、それによって最も重要な EU 資本市場へのロシアのアクセスを封じる。実際に、ロシア国有企業による EU 証券市場における上場や金融サービスの提供を禁止し、また、ロシア国民などからの一定額を超える預金の受入禁止や EU 証券集中保管機構によるロシア顧客の口座保有の禁止などにより、ロシアから EU への資金流入を大幅に制限する
- ② エネルギー分野の制裁として、石油精製における特定の商品及び技術のロシアへの販売、供給、移転、輸出を禁止する
- ③ 運送分野の制裁として、航空および宇宙産業における商品及び技術を対象とする輸出の禁止、並びにそれらの商品および技術に関連する保険及び再保険、保守サービスの提供を禁止し、また、関連する技術的および財政的支援の提供を禁止する
- ④ テクノロジー分野の制裁として、民生と軍事の両方の用途に利用可能な二重用途物品（dual-use goods）と技術の輸出、及び、ロシアの防衛および安全保障部門の技術強化に寄与する可能性のある特定の商品と技術の輸出に制限を設ける（半導体や最先端技術などのハイテク製品が含まれる）
- ⑤ ロシアの外交官・役人、ビジネスパーソンは、EU への特権的なアクセスの恩恵を受けることができなくなり、それらのビザ発給を制限する

EU によるロシアに対する制裁に関する EU Council decision（特定の団体や個人などに対して法的拘束力のある決定）や EU Council regulation（EU 加盟国へ直接拘束力があり、一般的な効力を有する規則）などについては、EU の Sanction Map⁴で情報が随時更新されますので、内容の詳細はそちらをご確認下さい。

3. 日本による制裁措置について

2月26日、日本は、ロシアに対する主要国の制裁の対応の内容等を踏まえて行われた閣議了解に基づいて、外国為替及び外国貿易法外為法（外為法）上、以下のような措置を講じました⁵。

- ① DNR や LNR の関係者として指定された対象者の資産凍結等の措置（指定された者に対する支払等を許可制とし、その者との間の資本取引等も許可制とする）

³ Council of the EU Press release 25 February 2022, “Russia’s military aggression against Ukraine: EU imposes sanctions against President Putin and Foreign Minister Lavrov and adopts wide ranging individual and economic sanctions”

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/02/25/russia-s-military-aggression-against-ukraine-eu-imposes-sanctions-against-president-putin-and-foreign-minister-lavrov-and-adopts-wide-ranging-individual-and-economic-sanctions/>

⁴ <https://www.sanctionsmap.eu/#/main/details/26/?search=%7B%22value%22:%22Russia%22,%22searchType%22:%7B%22id%22:1,%22title%22:%22regimes,%20persons,%20entities%22%7D%7D>

⁵ 財務省ウェブサイト「ウクライナ情勢に関する外国為替及び外国貿易法に基づく措置について」

https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/gaitamehou_shisantouketsu_20220226.html

- ② DNR や LNR 地域との輸出入を禁止する措置
- ③ ロシア政府等による日本における新規の証券の発行や流通禁止措置
- ④ ロシアの特定の銀行による日本における証券の発行等の禁止措置
- ⑤ 国際輸出管理レジームの対象品目のロシア向け輸出の禁止等に関する措置（ロシア向け輸出及び役務の提供について、審査手続の厳格化及び輸出禁止等の措置の導入）

これらの外為法に基づく輸入規制及び支払・特定資本取引規制について、経済産業省のウェブサイト⁶において、告示及び通達が公表されていますので、内容の詳細はそちらをご確認下さい。

4. 英国による制裁措置について

2月24日、英国は、ロシアに対する第一弾の制裁に続いて追加の制裁の概要を発表しました。プレスリリース⁷によれば、基本的な内容は以下の項目を含むものであり、その内容が法制化されて導入される予定です。

- ① 全てのロシアの金融機関の英国内の保有資産を完全に凍結する
- ② ロシアの（国営及び民間）企業による英国の金融市場での資金調達（譲渡可能証券や短期金融資産の発行等）を禁止する
- ③ プーチン政権の中核を担う100以上の企業が、資産凍結や渡航禁止の制裁対象となる（なお、プーチン大統領らに対する資産凍結等の制裁対象とする見込み）
- ④ ロシアのハイテク産業（電子機器、通信、航空宇宙などの分野）における重要な技術機器や部品等について、輸出を禁止する
- ⑤ 指定銀行による英国を介した決済手続や英国金融市場へのアクセスに関して規制する
- ⑥ ロシアの資産家による英国銀行へのアクセスを遮断する規制を設ける
- ⑦ 他国と協力してロシアをSWIFT 決済網から除外する
- ⑧ 従前よりクリミアに適用される金融制裁・貿易制裁措置を、DNR や LNR 地域へ拡大して適用する

5. SWIFT の決済網からのロシアの排除に関する主要国の合意について

報道によれば、2月26日、米国やEUなどの主要国は、ロシアをSWIFT（国際銀行間通信協会）の決済網から排除することを合意しました。SWIFT からの排除される対象は、これまで金融制裁の対象となっていたロシアの大手銀行及び新たに追加されるロシアの銀行であると報道されています。また、ロシアの中央銀行の外貨準備にも制裁が科される予定です（なお、日本もSWIFT の決済網からのロシアの排除の取組みへの参加を表明しています）。本稿作成時点では、

⁶ 経済産業省ウェブサイト「対クリミア等制裁関連」

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

⁷ GOV. UK Press release, 24 February 2022, “Foreign Secretary imposes UK’s most punishing sanctions to inflict maximum and lasting pain on Russia”

<https://www.gov.uk/government/news/foreign-secretary-imposes-uks-most-punishing-sanctions-to-inflict-maximum-and-lasting-pain-on-russia#:~:text=Foreign%20Secretary%2C%20Liz%20Truss%20said,ever%20imposed%20on%20the%20Kremlin.>

SWIFT からの排除の対象も含めてその具体的な内容は明らかになっておらず、今後の動向を注視する必要があります。

6. 主要国の制裁の概要のまとめ

主要国は、2月21日に発令された米国のバイデン大統領令以降、制裁内容に多少の相違は見られるものの、概ね足並みを揃える形でロシア等に対して段階的に制裁を科しています。今後もウクライナの情勢が悪化すれば、それに伴いより強力な制裁を科す可能性があります。本稿作成時において、主要国の追加制裁の中には、輸出管理規制の厳格化といったロシア向け輸出ビジネスの障害になり得る制裁が見られ、保険契約者・保険者それぞれが慎重に影響を見定めていく必要があると考えられます。同時に、上記5.のとおり、主要国によるロシアのSWIFTの決済網からの排除が実現されると、ロシア関連ビジネス（例えば、ロシア企業との石油やガスの貿易取引など）に大きな影響を与えることも予想され、今後、SWIFT 決済網からの排除の内容等に関する情報のアップデートがありましたらご紹介する予定です。

以上